

大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに
公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第
2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄
に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するも
のとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。